

自動車税に係る積雪地域の軽減税率特例措置の廃止について（お知らせ）

福島県

福島県では、これまで積雪によって一定期間自動車を運行できない地域を対象として自動車税の税率の特例措置を設けておりましたが、除雪体制の充実等により1ヶ月以上運行不能となっている地域はなくなっていることなどから、下記のとおり平成22年度以降の自動車税から税率の特例措置を廃止し、他の地域と同様に通常の税率を適用することとなりましたので、お知らせします。

御理解のほどよろしく申し上げます。

記

適用地域	平成21年度	平成22年度以降
南会津郡 檜枝岐村、只見町、 南会津町（旧館岩村、旧伊南村、旧南郷村に限る）	3.75%軽減した税率を適用	税率の特例措置（積雪軽減）の廃止
大沼郡 金山町、昭和村		

お問い合わせ先

会津地方振興局県税部

電話 0242 - 29 - 5261

南会津地方振興局県税部

電話 0241 - 62 - 5214

県庁税務課

電話 024 - 521 - 7070